



平成 27 年 4 月 28 日

各 位

会社名 レオン自動車株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田代 康憲  
(コード： 6272 東証第 1 部)  
問合せ先 常務取締役兼上席執行役員  
管理本部長兼経営企画本部長  
羽石 是之  
(TEL. 028-665-1111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 53 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日に施行される「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更となりますので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう当社定款第 30 条第 2 項及び第 41 条第 2 項を変更するものであります。なお、定款第 30 条第 2 項の変更については各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第 30 条 2 当社は<u>社外</u>取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第 41 条 2 当社は<u>社外</u>監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 30 条 2 当社は<u>取締役(業務執行取締役等があるものを除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第 41 条 2 当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

以上